

はぐくむ委員会の役割（第10回策定委員会）

第8章 条例の検証及び見直し

（はぐくむ条例）

第16条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるよう育てていきます。

（はぐくむ委員会）

第17条 市は、前条の検証及び見直しに当たって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。

2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。

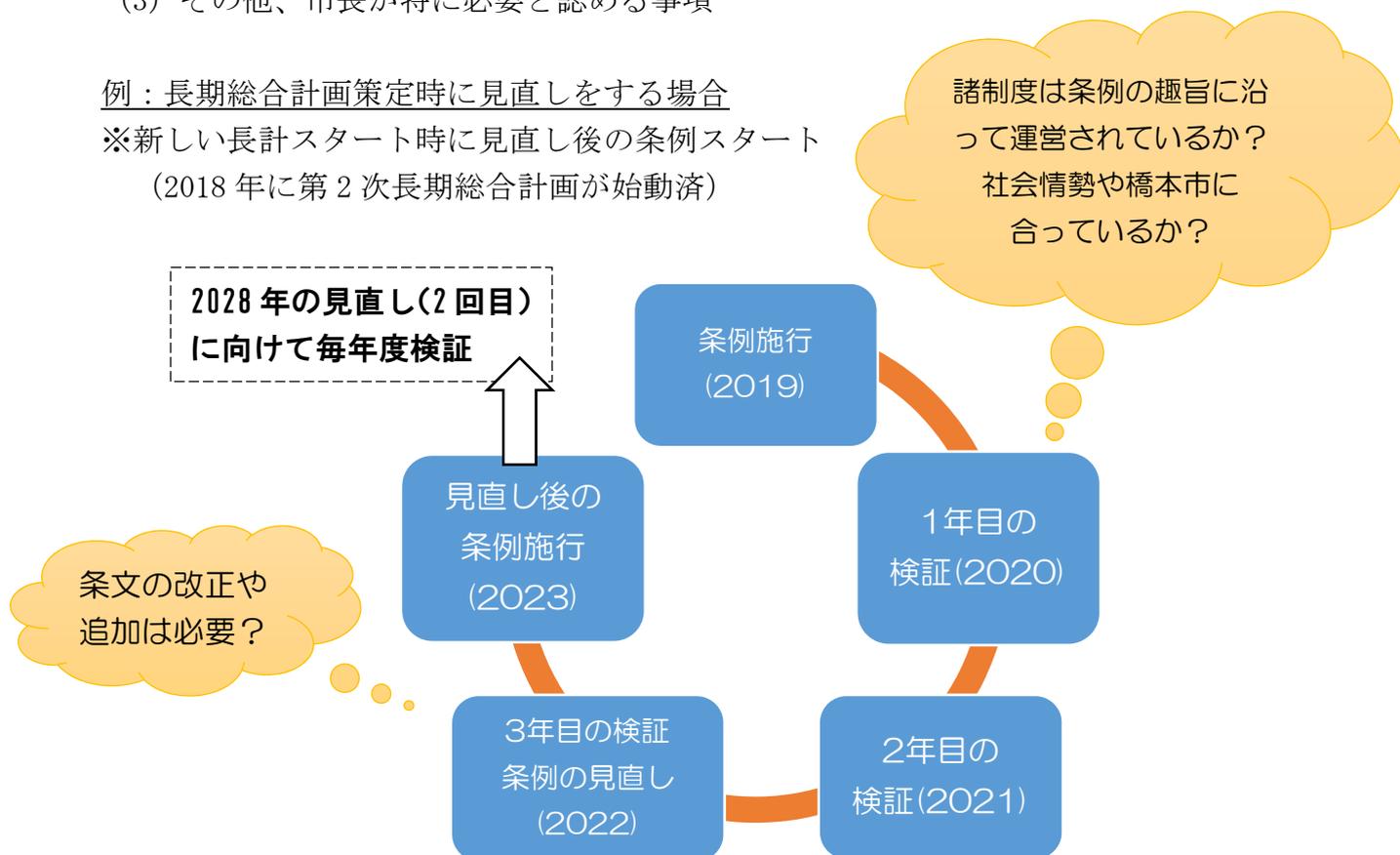
3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

●はぐくむ委員会の役割

- (1) はぐくむ条例の実効性の検証・評価（毎年度）
- (2) 検証・評価結果を踏まえて、はぐくむ条例を見直す必要があるかどうかの審議（必要に応じて実施）
- (3) その他、市長が特に必要と認める事項

例：長期総合計画策定時に見直しをする場合

※新しい長計スタート時に見直し後の条例スタート
（2018年に第2次長期総合計画が始動済）



(参考) 次のサイクルは…

2024年：4年目の検証

2025年：5年目の検証

2026年：6年目の検証

2027年：7年目の検証

2028年：8年目の検証&2回目の見直し（第3次長期総合計画策定）

2029年：見直し後の条例スタート（第3次長期総合計画スタート）

★行政評価も同じサイクル！条例見直し時には行政評価も実施。